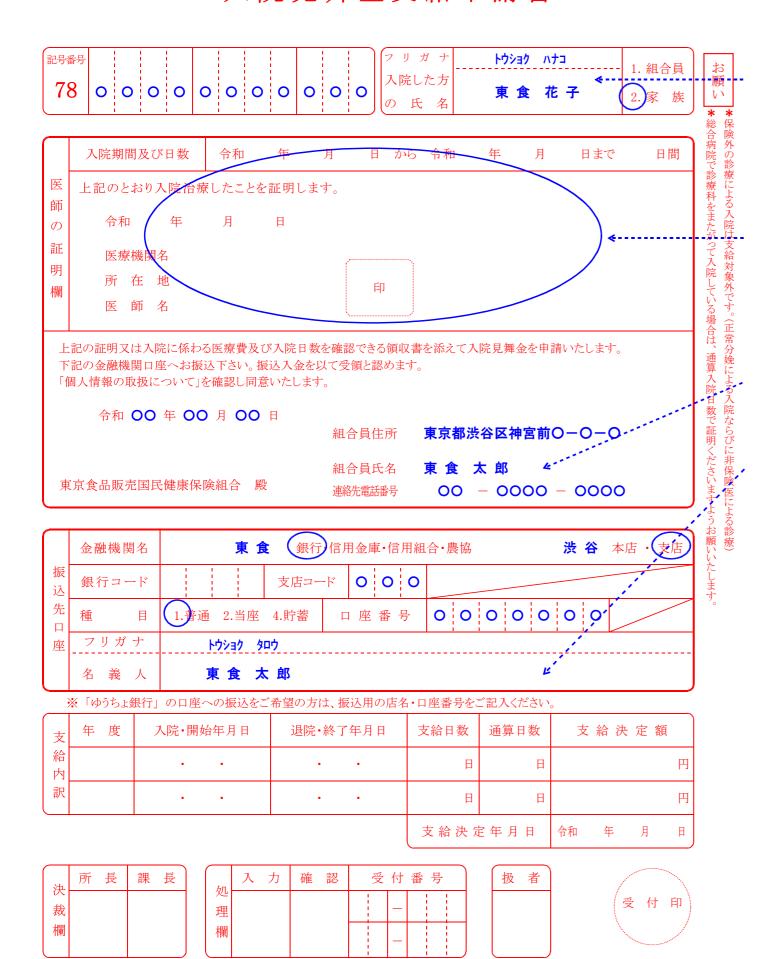
## 入院見舞金支給申請書



入院された方の氏名をご記入ください。

病院等で証明を受けてください。

(入院日数を確認できる医療費の領収書が添付されている場合は必要ありません)

組合員がご申請ください。

必ず組合員名義の振込先口座を記入ください。

## 入院見舞金のご申請は

- 1. 被保険者の方が、引き続いて8日以上入院した場合は、組合員の申請にもとづき、入院見舞金を支給します。
- 2. 入院見舞金支給に関する支給額や限度日数等は、当組合の規約および規程によりますが、おおむね次の通りです。
- (1)入院見舞金の支給できる日数は、入院日の属する事業年度(4月1日より3月31日まで)を単位とし、引き続いて8日以上の入院に対して入院の初日から50日までを限度とします。
- (2) 支給額は組合規約によります。
- 3. 保険外の診療による入院は支給対象外です。(正常分娩による入院ならびに非保険医への入院)
- 4. 支給制度は被保険者の疾病又は負傷が国保法第60条(自己の故意の犯罪行為又は故意によるもの)に該当するときは支給できません。また、同法第61条(闘争、泥酔又は著しい不行跡によるもの)に該当するときは全部又は一部を行わないことを組合規約に定めております
- 5. 手続きは、この申請書の証明欄に病院等で証明を受けるか、または入院したことを証明できる 医療費の領収書(入院日、退院日、入院日数の記載があるもの。但し入院日数が50日を超える 場合は超えるまでの領収書)を添付の上、管轄の総合事務所窓口へご提出ください。 その他ご持参頂くものは、身分を証明できる書類と現在ご使用の保険証です。
- ※ 時効については国保法に準じ2年です。